令和６年８月１日

農　林　水　産　省

【農林水産省・林野庁・水産庁】国の機関における職員の給与の男女の差異の情報公表（令和５年度）の一部修正について

これまで農林水産省のホームページに掲載しておりました「【農林水産省・林野庁・水産庁】国の機関における職員の給与の男女の差異の情報公表（令和５年度)」について、一部内容を修正しましたので、以下のとおりお知らせします。

なお、現在は、修正後の資料を掲載しております。

＜修正内容＞

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表【林野庁】資料のうち、以下を修正。

【修正部分】

２.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	89.8%
３１～３５年	94.1%
２６～３０年	94.0%
２１～２５年	94.7%
１６～２０年	96.6%
１１～１５年	100.4%
６～１０年	96.0%
１～５年	98.8%